

## 総務委員会会議記録

総務委員長 岩崎 友一

- 1 日時  
平成 26 年 3 月 4 日（火曜日）  
午前 10 時 2 分開会、午後 1 時 27 分散会  
（うち休憩 午後 0 時 11 分～午後 0 時 13 分、午後 0 時 14 分～午後 1 時 1 分）
- 2 場所  
第 1 委員会室
- 3 出席委員  
岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、佐々木博委員、  
佐々木順一委員、工藤大輔委員、久保孝喜委員
- 4 欠席委員  
小田島峰雄委員
- 5 事務局職員  
藤澤担当書記、菊地担当書記、石田併任書記、及川併任書記、坂本併任書記
- 6 説明のために出席した者
  - (1) 秘書広報室  
水野秘書広報室長、保副室長兼首席調査監、八重樫調査監、菅原秘書課総括課長、  
野中広聴広報課総括課長
  - (2) 総務部  
小田島総務部長、杉村総務部副部長兼総務室長、佐藤参事兼財政課総括課長、  
佐藤総合防災室長、山崎総務室入札課長、渡辺総務室放射線影響対策課長、  
大槻人事課総括課長、細川法務学事課総括課長、  
岡崎法務学事課私学・情報公開課長、小向税務課総括課長、宮管財課総括課長、  
小畑総合防災室防災消防課長、佐藤総務事務センター所長
  - (3) 政策地域部  
中村政策地域部長、大平政策地域部副部長兼政策推進室長兼首席 I L C 推進監、  
紺野政策地域部副部長兼地域振興室長、菊池政策推進室政策監、  
小平政策推進室評価課長、千葉 I L C 推進監、平野政策推進室調整監、  
伊勢政策推進室分権推進課長、五月女市町村課総括課長、小原調査統計課総括課長、  
松川参事兼 N P O 文化国際課総括課長、藤田地域振興室県北沿岸・定住交流課長、  
佐々木地域振興室交通課長、古舘地域振興室地域情報化課長
  - (4) 復興局  
佐々木理事兼復興局副局長、岩間復興局副局長、小野寺復興担当技監、

森総務企画課総括課長、遠藤まちづくり再生課総括課長、石田産業再生課総括課長、佐野生活再建課総括課長

(5) 国体・障がい者スポーツ大会局

松岡国体・障がい者スポーツ大会局長、西村副局長、小友総務課総括課長、伊藤特命参事、安部施設課総括課長、高橋競技式典課総括課長

(6) 出納局

熊谷会計管理者兼出納局長、田中出納指導監兼管理課長

(7) 議会事務局

新屋議会事務局次長、高坂総務課総括課長

(8) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、花山職員課総括課長

(9) 監査委員会事務局

門口監査委員事務局長、佐藤第一監査第一課総括課長

(10) 警察本部

安岡警務部長、米澤参事官兼警務課長、佐藤警務部参事兼会計課長、高橋生活安全部参事官兼生活安全企画課長、古澤交通部参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第 103 号 平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）

イ 議案第 111 号 平成 25 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

ウ 議案第 112 号 平成 25 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）

エ 議案第 125 号 岩手県防災会議条例の一部を改正する条例

オ 議案第 126 号 自治振興基金条例の一部を改正する条例

カ 議案第 128 号 岩手県県税条例の一部を改正する条例

キ 議案第 138 号 防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の変更請負契約の締結  
に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○岩崎友一委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

小田島峰雄委員は欠席とのことですので、御了承願います。

この際、総合防災室長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤総合防災室長 2月15日から16日までの大雪、暴風雪に係る被害の状況につきまして、現段階の状況をお手元にお配りしております資料によって、御報告させていただきたいと思っております。

1の気象概況でございますが、2月14日から太平洋側を中心に雪が降りまして、特に関

東甲信、東北地方で大雪となったところがございます。3段落目に記載しておりますが、本県では、1日に降った雪の量で見ると、過去最大とはなっていないものの、最深積雪で見ると、2週連続で大雪になったことから、表にありますとおり、岩泉町、久慈市では、2月として見ると、これまでの最高を記録しております。

次に、2の人的被害の状況であります。今般の大雪による被害は、死者2人、重傷者1人、軽傷者1人となっております。

次に、物的被害の状況であります。住家被害は7棟で、うち半壊は2棟、これは雪の重みによるものということでございます。それから、一部損壊が合計5棟、これは、積雪による倒木や、風による屋根の剥離などがございます。また、仮設住宅につきましては、釜石市、山田町、田野畑村の仮設団地で被害が発生しておりますが、いずれも軽微なものでございました。

2ページに参りまして、4の避難等の状況でございます。遠野市で1世帯1人に避難勧告が発令されたほか、葛巻町で3世帯5人が自主避難をいたしました。

次に、5の孤立地域への対応状況でございます。岩泉町安家地区の4集落49世帯111名が、集落に通じる道路の一部が大雪により通行不能となり、孤立状態となりましたが、2月18日正午までに解消されております。なお、住民とは連絡がとれておりまして、救助要請等はなかったところでございます。

次に、6の交通規制の状況でございます。大雪による通行どめは、全部で17路線、21カ所で行われておりました。ここに主要地方道大槌小国線が現在も通行どめと記載しておりましたが、けさ8時で通行どめ解除になりましたので、御訂正申し上げたいと思います。本日8時で通行どめが解除となりまして、全て通行どめが解除しております。

次に、7の被害状況として、農林水産関係の被害状況であります。2月28日16時現在、調査率70%という状況で、農畜産物等農業関係が1億5,100万円余、3ページに参りまして、林業関係でございますが、2,600万円余、水産関係が4億2,600万円余、合計で約6億円となっております。

停電は、延べ3万8,074戸で発生しましたが、2月17日20時44分で、全て解消しております。

その他、水道施設、教育施設の被害が発生しておりますが、その状況は資料に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対しまして質疑等がある場合には、最後に、この際発言がありますので、その場でお願いしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第103号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費のうち復興局関係、第9款警察費、第11款災

害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費、第2目警察施設災害復旧費、第12款公債費及び第13款諸支出金、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費、第9款警察費、第11款災害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費のうち政策地域部関係及び警察本部関係、第2項鉄道施設災害復旧費並びに第4条地方債補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 議案第103号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。議案（その4）の1ページをお開き願います。

今回の補正は、国の経済対策に呼応して、復興、防災・安全対策、競争力強化策、女性・若者・高齢者・障がい者向け施策等を推進するとともに、県税等の歳入の最終見込みや事業費の確定等に伴う所要の補正を行うものであります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ923億7,450万3,000円を減額し、総額を1兆1,101億8,737万5,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから10ページの第1表のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては第2表、第3条債務負担行為の補正につきましては第3表、第4条地方債の補正につきましては第4表のとおりでありますので、順次御説明を申し上げます。

まず、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち、当委員会所管に係るものは2款総務費、20ページ、9款警察費、21ページ、11款災害復旧費のうち1項庁舎等施設災害復旧費の一部、これはいわて体験交流施設災害復旧事業、それから警察施設災害復旧事業でございますが、この部分及び2項鉄道施設災害復旧費でありまして、事業執行に不測の日数を要したものなど、合わせて15事業を追加しております。

続きまして、24ページ、第3表、債務負担行為補正については、追加、変更とも、当委員会所管に係るものはございません。次に、27ページをお開き願います。第4表、地方債補正のうち、追加は、特別支援学校整備事業の1件、28ページの変更は、道路橋りょう新設改良事業など8件について、起債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。1款県税のうち1項県民税につきましては、個人所得の向上等によりまして、補正額の合計は3億4,400万円の増となっております。4ページ、2項事業税につきましては、企業の業績回復等によりまして合計4億1,600万円の増、5ページ、3項地方消費税につきましては15億4,200万円の減となっております。6ページ、4項不動産取得税につきましては4億7,900万円の増、7ページ、5項県たばこ税は1億3,800万円の増、8ページの6項ゴルフ場利用税は300万円の増、9ページ、7項自動車取得税は5,500万円の増、10ページ、8項軽油引取税につきましては2,600万

円の減、11 ページ、9 項自動車税は 2 億 2,800 万円の増、12 ページ、10 項鉦区税につきましては、節間の補正であり、増減はありません。13 ページ、11 項狩猟税は 100 万円の減、14 ページ、12 項産業廃棄物税は 700 万円の増、15 ページ、13 項旧法による税は、特別地方消費税について 100 万円減額するものであります。

次に 16 ページ、2 款地方消費税清算金は、都道府県間の調整のため他県からの支払いを受けるものであります。12 億 7,300 万円の減となっております。

17 ページ、3 款地方譲与税の 1 項地方法人特別譲与税は、20 億 7,300 万円の増、18 ページ、2 項地方揮発油譲与税は 4 億 3,900 万円の減、19 ページ、3 項石油ガス譲与税は 2,500 万円の減、20 ページ、4 項地方道路譲与税は 99 万 9,000 円の減、21 ページ、5 項航空機燃料譲与税は 400 万円の増となっております。

22 ページ、5 款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税の整理などにより、22 億 5,561 万円の減額としております。

次に 23 ページ、7 款分担金及び負担金は、それぞれの事業費の確定に伴う補正であります。まず、1 項分担金につきましては、土地改良事業関係の分担金など 5,385 万 7,000 円の減、24 ページ、2 項負担金につきましては、1 目民生費負担金から、25 ページの 6 目災害復旧費負担金まで、合計 1 億 1,539 万 1,000 円の減となっております。

26 ページ、8 款使用料及び手数料は、最終的な収入見込みにより、それぞれ整理を行ったものでありまして、1 項使用料につきましては、1 目総務使用料から、29 ページの 9 目教育使用料まで、合計 5,147 万 3,000 円の増となっております。30 ページ、2 項手数料につきましては、1 目総務手数料から、33 ページの 9 目教育手数料まで、合計 2,967 万 2,000 円の増となっております。

34 ページ、9 款国庫支出金は、事業費の確定による整理等でありまして、1 項国庫負担金につきましては、1 目民生費負担金から、36 ページの 6 目災害復旧費負担金まで、合計 94 億 2,019 万 5,000 円の減額となっております。

次に、37 ページ、2 項国庫補助金につきましては、1 目総務費補助金から、46 ページの 11 目開発指定事業高率補助精算金まで、合計 201 億 7,422 万 8,000 円の増となっております。

次に、47 ページ、3 項委託金につきましては、1 目総務費委託金から 49 ページの 7 目教育費委託金まで、合計 7 億 1,877 万 8,000 円の減となっております。

50 ページ、10 款財産収入のうち、1 項財産運用収入につきましては、公有財産の貸付収入の増等により、51 ページであります。4,390 万 1,000 円の増となっております。

52 ページ、2 項財産売払収入につきましては、不動産、物品、生産物の売り払い実績による整理等であり、1 目不動産売払収入から 53 ページの 5 目償還金まで、合計 5 億 9,534 万 7,000 円の増額でございます。

54 ページ、11 款寄附金につきましては、震災復興へと寄せられた寄附等を計上するものであり、合計 19 億 7,862 万 2,000 円の増となっております。

55 ページ、12 款繰入金のうち、1 項特別会計繰入金につきましては、各特別会計からの繰入金の整理を行うものでありまして、合計 9 億 824 万 6,000 円の増となっております。

56 ページ、2 項基金繰入金につきましては、自治振興基金や地域振興基金の活用を図るほか、各種基金活用事業の最終見込みに伴う整理などを行うものでありまして、268 億 2,871 万 3,000 円の減となっております。

次に、57 ページ、13 款繰越金につきましては、平成 24 年度決算に基づく繰越金について、124 億 966 万円を計上するものであります。

58 ページ、14 款諸収入のうち、1 項延滞金、加算金及び過料等につきましては、県税収入に係る延滞金や加算金等の整理でありまして、合計 1,480 万円の増となっております。

次に、59 ページ、2 項預金利子につきましては 3,565 万 1,000 円の増、60 ページ、3 項公営企業貸付金元利収入につきましては 30 億 40 万円の減、61 ページ、4 項貸付金元利収入につきましては、中小企業経営安定資金貸付金など各種貸付金について、合計 111 億 5,658 万 8,000 円の減となっております。

62 ページ、5 項受託事業収入につきましては、災害廃棄物緊急処理支援事業等の最終見込みで整理を行うものでありまして、補正額は 63 ページであります。564 億 1,905 万 7,000 円の減となっております。

64 ページ、6 項収益事業収入につきましては、宝くじ発売収益金について 1,428 万 2,000 円の増、65 ページ、7 項利子割精算金収入は 75 万 3,000 円の増となっております。

66 ページ、8 項雑入につきましては、1 目滞納処分費から 4 目雑入まで、補正額の合計は 71 ページでございますが、44 億 7,773 万 4,000 円の増となっております。

72 ページ、15 款県債につきましては、1 目総務債から、74 ページの 9 目災害復旧債まで、補正額の合計は 35 億 7,928 万 4,000 円の減でございます。

なお、県債残高につきましては、238 ページの地方債の年度末における現在高見込みに関する調書をお開き願います。事業区分ごとの説明は省略させていただき、239 ページの上から 5 行目の計欄をごらん願います。中ほどの、今回の補正での起債額の減、35 億 7,928 万 4,000 円と、その右の元金償還見込額の増、1 億 870 万 7,000 円により、補正後の 25 年度末現在高見込額は、一番右の欄でございますけれども、1 兆 4,345 億 4,834 万 4,000 円となるものでございます。

次に 75 ページに戻っていただき、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。1 款議会費、1 項議会費につきましては、1 目議会費、2 目事務局費、76 ページの 3 目議員会館費とも、所要額の確定等に伴う整理であり、合計 7,964 万円の減額でございます。

77 ページ、2 款総務費の主な内容について御説明いたします。1 項総務管理費につきましては、1 目一般管理費は管理運営費等の整理、79 ページの 4 目財政管理費は、財政調整基金や地域振興基金、県債管理基金への積み立て等の増、6 目財産管理費は経費の最終見込みによる整理等でありまして、合計は、81 ページでございますが、152 億 2,083 万 9,000 円の増額となっております。

次に、82 ページ、2 項企画費につきましては、1 目企画総務費の、いわて学び希望基金や東日本大震災復興交付金基金への積み立て等の増額などでありまして、合計は、84 ページでございますが、105 億 489 万円の増額となっております。

85 ページ、3 項徴税費につきましては、1 目税務総務費の県税還付金の整理、2 目賦課徴収費の個人県民税徴収取扱費交付金の減など、合計は 86 ページのとおり、3 億 3,378 万 5,000 円の減額となっております。

87 ページ、4 項地域振興費につきましては、1 目地域振興総務費から 4 目国際交流推進費の各経費の執行見込みを踏まえた整理等でありまして、合計は 89 ページでございますが、3 億 2,534 万 2,000 円の減額となっております。

次に、90 ページ、5 項選挙費につきましては、3 目参議院議員選挙費の減などにより、合計は 91 ページ、2 億 5,724 万 5,000 円の減額となっております。

次に、92 ページ、6 項防災費についてであります。1 目防災総務費及び 2 目消防指導費の各経費の整理等により、合計は 93 ページ、5,962 万円の減額となっております。

94 ページ、7 項統計調査費につきましては、国庫委託金の確定等に伴うものであり、合計は 95 ページ、1,220 万 4,000 円の減額となっております。

96 ページ、8 項人事委員会費につきましては、1 目委員会費及び 2 目事務局費とも執行見込みを踏まえた整理でありまして、合計は 97 ページ、594 万 8,000 円の減額となっております。

98 ページ、9 項監査委員費は、同様の整理でありまして、合計 1,142 万 3,000 円の減額となっております。

99 ページ、10 項国体・障がい者スポーツ大会費につきましては、運営基金積立金や執行見込みを踏まえた整理等でありまして、合計 10 億 4,246 万 4,000 円の増額となっております。

以上、2 款総務費の補正予算額の総額は 257 億 6,262 万 6,000 円の増となっているところでございます。

次に、113 ページをお開き願います。3 款民生費、5 項災害救助費のうち、当委員会の所管は、説明欄にございます復興局関係でありまして、応急仮設住宅に係る経費の整理などにより、14 億 3,285 万 6,000 円の減額となっております。

次に、181 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費であります。1 目公安委員会費から 6 目恩給及び退職年金費まで、各経費の執行見込みを踏まえた整理等でありまして、合計は 183 ページ、8 億 2,275 万 2,000 円の減額となっております。184 ページ、2 項警察活動費であります。1 目一般警察活動費から 3 目交通指導取締費まで、交通安全施設整備費など各経費の執行見込みを踏まえた整理等でありまして、合計 1 億 2,221 万 6,000 円の減額となっております。

以上、9 款警察費の補正総額は 9 億 4,496 万 8,000 円の減額でございます。

次に、206 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費のう

ち当委員会所管は、2目警察施設災害復旧費でありまして、事業費の最終見込みによる整理であり、1,571万9,000円の減額となっております。

218 ページをお開き願います。12 款公債費につきましては、2 目利子の減などにより、合計 11 億 5,627 万 5,000 円の減額となっております。

219 ページ、13 款諸支出金、2 項公営企業出資金につきましては、ルールに基づいて一般会計から出資しているものでありまして、執行見込額を踏まえて、54 万 4,000 円減額するものであります。

220 ページ、3 項公営企業負担金につきましても、同様、各公営企業会計への負担金でありまして、10 億 3,232 万 4,000 円の増額となっております。

221 ページ、4 項地方消費税清算金につきましては、都道府県間調整のための他県への支払いでございますが、19 億 1,350 万 5,000 円の減額となっております。

222 ページ、5 項利子割交付金につきましては、税収の最終見込みによる市町村への交付金の整理であり、3,715 万円の増、223 ページ、6 項配当割交付金から以降も同様の整理であります。1 億 3,745 万 7,000 円の増、224 ページ、7 項株式等譲渡所得割交付金は 3 億 4,415 万円の増、225 ページ、8 項地方消費税交付金は、6 億 4,567 万 4,000 円の減、226 ページ、9 項ゴルフ場利用税交付金は 206 万 6,000 円の増、227 ページ、10 項特別地方消費税交付金は 18 万 2,000 円の減、228 ページ、11 項自動車取得税交付金は 1 億 3,921 万 6,000 円の増、229 ページ、12 項利子割精算金は、都道府県間精算のための他県への支払いでございますが、14 万 5,000 円の減となっております。以上、13 款諸支出金の補正総額は 8 億 6,768 万 7,000 円の減となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨老朗委員 予算に関する説明書の 61 ページの 14 款諸収入、4 項貸付金元利収入の補正額 111 億 5,658 万 8,000 円の減額ですが、これは予定していた返済金が入らなかったというふうに理解すればいいのですか。

○佐藤参事兼財政課総括課長 貸付金元利収入でございますが、民生費から教育費まで、それぞれ説明欄に記載されてございますけれども、基本的には、単年度の貸付金でございます。額の大きいところは商工費のところでございますけれども、例えば中小企業経営安定資金貸付金、これは実際に年度初めに金融機関を通じて民間の企業に貸し付けをしておりますが、貸し付け実績に応じて返ってくるものとなっております。

ですから、歳出におきましても、同様の貸付金が減額となっております。見合いの形で貸付金の収入も減っていると、減額になるものでございます。ですから、貸し付けしていたものが返済にならないというものではなくて、そもそも貸すものが少額にとどまったということでございます。

○嵯峨老朗委員 わかりました、ありがとうございます。あと、62 ページの受託事業収入、これは補正予算額で 564 億 1,900 万円、その主なものは災害廃棄物緊急処理支援事業とな



っている。これは、予定より処理量が少なかったと理解していいのか。だとすれば、例えば、処理業者とはいくらで処理してもらおうと契約をしていると理解をしていいのですか。そのあたりはどういう扱いになっているのか。

○佐藤参事兼財政課総括課長 この災害廃棄物緊急処理支援事業の補正減額 565 億 4,200 万円余でございますけれども、これは受託事業収入でございます。実際には、瓦れきの処理の内容が変更となって、当初予算で見積もっていたところから、可燃物と不燃物に仕分けをしたところ、経費のかかる可燃物の処理量が減って、不燃物の——いわゆる資材等に使えるもの、そういったものがふえたというようなことで、総体としては、瓦れきの処理に要する経費が減額となったということによりまして、市町村からの受託を受けている処理費用が減額となったものでございます。

○嵯峨耆朗委員 わかりました。これは、既に処理業者と契約して、幾らと決めていますよね。その場合、この減額になったのは契約上はどのような扱いになっているのですか。

○佐藤参事兼財政課総括課長 実際には、総額を一括で契約するというのではなくて、それぞれ市町村の処理区域、それから処理量に応じて、それぞれ個別に契約をしてございます。処理量に応じて単価等もございませうために、御指摘のとおり、単価がございませうけれども、実際には分割してといたしますか、それぞれの契約の積み上げの結果の合計ということになりますので、そういった総額での一括契約ではなくて、個別の契約の積み上げの結果という内容でございませう。

○嵯峨耆朗委員 それはわかるのですけれども、当時のことを忘れてましたが、例えば個別で何十億円とか、すごい金額で委託契約をしていましたね。それを受けたほうとしては、それを想定しているんな設備からというふうなことをやると思うのですけれども、それが積み上げていって、50 億円の予算を組んでいたものが 30 億円でおさまったとなると、そういうのというのはどうなのかなと思っていました。そもそも業者とみんな契約をしていましたね。していなかったかな。プロポーザルにしる、請負にしる、そういう契約をしていて、一定の金額で決めているわけですね。それが減ってしまうということはどういうことなのかというか、どういうふうな請け負ったままで処理をされているのか。聞いても仕方ないですか。その見込みは、例えば可燃物がどれくらい、不燃物がどれくらいということ積算して金額を決めて、請負契約を結んだのですね。結果としては、可燃物が少なかったんで、処理量が少なくなったということだけれども、契約はその金額でしていたと思うのですけれども、そういった場合、どういう扱いになるのですか。

○佐藤参事兼財政課総括課長 単価契約をしておりまして、さらに年間を通じて処理を委託契約するというような形で、県から業者のほうに発注するわけでございますけれども、その都度その処理見込み量を契約内容に、プロポーザルであったり、あるいは個別の見積もり合わせ等をしていくわけですが、そういう形で今回の処理量については何万立米とか、そういう形で個別に発注をする形をとっているようでございます。そういった形

で、全体のボリュームは、計画では何百万トンという処理量が見込まれておったところでございますけれども、実際の発注、契約等におきましては、個別に契約を結ぶための発注を行いまして、そういった意味で、企業側にとっては、そういった処理量の減であるとか、それから事業規模の減と、そういったところでの支障があったというようなお話は伺ってはいません。

○**嵯峨老朗委員** 当時、入札金額というのは、何社かあった場合、グループで出したりしてすごい差があったのですね。何でこんなに高いところからとるのだとかいろいろあったのです。だから、総額でこれだけ減るということは、そのときの契約は何だったのかと思ったりするわけです。請け負った業者はそれを想定して準備しているから困るのではないかと、そう思ったのですが、単純に困っていないというのであればいいのですけれども、妙なものです。

もう一点だけ聞きます。提出議案等説明会で説明されたのかはわかりませんが、補正予算で財政管理費の地域の元気臨時交付金ですが、雇用を創出するための企業の基金ですね、どこに書いてあるか。歳出2款1項4目財政管理費、地域振興基金積立金というのが、事項別明細書でいうと……。

〔佐藤参事兼財政課総括課長「79ページ。」と呼ぶ〕

○**嵯峨老朗委員** そうそう。この時期にこの金額を積み、行っているわけです。ということは、年度をまたがっているということを想定しているのですか。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 今委員から御指摘のありました79ページの財政管理費、この基金の積み立ての中の地域振興基金積立金95億1,275万4,000円が大きなウエートを占めているところでございます、ここの積立金について御説明を申し上げます。

この地域振興基金の積立金でございますが、これは平成24年度の国の補正で、経済対策で追加されました公共投資の地方負担、こういったものが多額となりまして、地方が資金調達をする際に、経済対策が迅速に進むように特別に設けられた地域の元気臨時交付金、これを使って、一旦地域振興基金に積み立てを行うものでございます。

平成25年12月に交付決定をされておまして、本県には108億6,301万6,000円が交付決定してございます。そして、この使途でございますけれども、地域経済の活性化等、あるいは県民サービスの向上等につながるように、地方単独事業あるいは建設公債、いわゆる国債の対象となるような、国庫補助事業の地方負担分に充てられるといったところで措置がされたものでございます。

平成25年度につきましては、今御説明申し上げました趣旨に沿いながら、県民サービスの向上につながるような施設ということで、交通安全施設整備事業に11億円ほど、それから屋内温水プールの整備等で900万円余、それから県立高校の学校施設の、例えば不來方高校のエレベーターの整備であるとか、花巻清風支援学校の特別教室の増築等に要する経費等、そういったところに25年度トータルでは35億9,500万円余を活用したところでございます。

また、平成 26 年度におきましても、一旦地域振興基金に積み立てをしておいて、そこから繰り入れをして活用しているところがございますが、平成 26 年度当初予算におきましては、52 億 9,000 万円を活用してございます。その中で主なものは、いわて花巻空港ターミナルビル機能向上事業費として 10 億 9,500 万円がでございます。今、平成 25 年度で説明しました不來方高校のエレベーター等の本格的な事業ということで 1 億 5,000 万円ほど、それから御所湖広域公園であるとか、花巻広域公園の施設整備で 1 億 7,800 万円ほど、ふれあいランドの施設の修理、改修等にも 2 億 6,000 万円ほど、それから国体の市町村競技施設整備費補助の財源にも活用してございまして、地域経済の活性化を図るとともに、県民サービスの向上につながるような施設の整備に財源を活用している。それから、昨年 9 月に、公債費負担適正化計画を策定してございまして、公債費負担の軽減にも資するよう県債の資金を活用させていただきまして、公債費の縮減にも資するよう、この交付金を活用させていただいているといったところでございます。

それから、同じこの 4 目で、財政調整基金積立金として 44 億 9,400 万円、これは給与の特別減額等がございましたが、補正等をしてございませんでしたけれども、その分を今回財政調整基金のほうに積み戻すというもの。それから県債管理基金の積立金 12 億円でございますが、これは平成 25 年度の当初予算におきまして、金利上昇リスク等を見込んで、利子の見積もりを若干、県負担を見ておったものが、調達コスト——いわゆる金利を低く調達できたというようなこともございまして、県債管理基金から取り崩していたところでもございましたけれども、金利の低下の部分につきまして、その相当額を将来の公債費負担の軽減につながるよう県債管理基金に積み立てをするものでございます。

○**工藤大輔委員** 最初に、今嵯峨委員が質問された地域の元気臨時交付金についてお伺いしたと思います。先ほど説明がありましたように、本県には 108 億 6,300 万円余が交付決定されているということで、平成 25 年度の充当額、平成 26 年度の充当額を全て改めてお示しをしていただきたいのと、残額についてはどのような考えを持って活用しようとしているのかをお伺いします。

それと、25 年度については 15 件の事業、26 年度については 28 件の事業に活用するということですが、この活用する事業について、どういう観点でその事業を選定されたのか。あわせて、先ほども一部答弁があったと思いますが、公債費負担適正化計画も策定されている中であって、有利な財源として活用し切れているのかどうか。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 地域の元気臨時交付金のお尋ねでございますけれども、今委員から御指摘がありましたように、平成 25 年度で 15 事業、35 億 9,500 万円余でございますが、活用してございます。内容につきましては、先ほど嵯峨委員にも御答弁申し上げましたとおり、交通安全施設整備等から、それぞれの事業に充てているところでございまして、そしてさらに平成 26 年度につきましても 28 事業、52 億 9,000 万円、合わせまして 88 億 8,500 万の充当をしているところでございます。交付決定額が 108 億 6,300 万円余でございますので、今説明しました充当額から差し引きしますと、残額は 19 億 7,700 万円、

約 20 億円弱の残額が残ってございます。これにつきましては、今後の補正の財源として活用したいと考えてございます。

それから、この事業の採択の考え方でございます。一つには、この元気臨時交付金が措置されたという趣旨でございませうけれども、経済対策に迅速かつ円滑な実施を図るためということでございますから、地域経済の活性化に資するようにと。それから、その際には、やはり地域の元気臨時交付金という名称でございませうから、地域が元気になるように、県民サービスの向上にもつながるようにとということで、県民が多く利用するような施設、先ほども平成 26 年度の当初予算では花巻空港のターミナルビルの事業補助、いわゆる拡張のための経費等、こういったところに活用しようというふうにも考えてございます。

それから、ふれあいランドの施設整備であるとか、国体施設関係経費、それから先ほど説明が漏れてございましたけれども、平成 26 年度当初で、県立病院の医療機器整備、こちらの高度医療、高額機械の整備にも 15 億 2,000 万円ほど活用させてございます。そういった形で、やはり広く県民に還元されるような施設なり、設備の財源に活用したいという考え方で採択をしてございます。

それから、公債費負担適正化計画との関係でございませうけれども、公債費負担適正化計画では、県債残高の縮減を目指して、発行規模を維持、抑制していくという方針を掲げてございましたので、こういった資金を活用しまして、そして県民サービスの向上に資するよう、また後年度の負担に影響を及ぼさないように、借入金の縮減につながるような形で活用してまいりたいと考えてございます。

そして、先ほど県債残高の数値を 1 兆 4,300 億円余というふうにお話をしましたが、平成 26 年度末の見込みでございませうが、1 兆 3,960 億円余ということで、1 兆 4,000 億円を下回る水準、現段階においての見通しの数値でございませうけれども、そういった形でピークであった 1 兆 4,600 億円から 600 億円ほど県債残高の縮減にも一部資するような形で活用を図っている状況でございませう。

○**工藤大輔委員** わかりました。それで、平成 25 年度、26 年度のどの事業の中で見ても、例えば橋梁補修事業費、平成 25 年度には事業費として計上されてはいますが、平成 26 年度の事業費ではないように見受けられます。26 年度も同様に必要な整備箇所もあると思いますが、そういった観点で継続して活用してもいいものが、そうでない新たなものに振りかわって事業が施されているということで、それらの理由等についてもお示しいただきたい。あと事業費満額をこの地域の元気臨時交付金を充当している事業もあれば、満額ではなく、半分であったり、そういった事業も見受けられます。その理由についてお示しください。また、市町村にも同様に配分されていると思いますが、市町村への配分がされた基準と、額はどれぐらいなのか、お伺いします。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 1 点目の件でございませうが、25 年度は道路整備とか治水関係の整備にも充てられていたと、それが 26 年度にはそういった事業がない。実は、この地域の元気臨時交付金の事業は 2 カ年に限られてございませう。昨年度当初予算時点では、ま

だ内容等については不明でございましたので、1回目の充当が9月補正予算になったというふうなことで、その時点、昨年9月には補正予算で追加をしてございましたので、その中での採択とならざるを得なかった。26年度につきましては、当初予算ということで、本格復興推進予算ということと、希望郷いわての実現に向けたということで、そういった全体の事業の中から、優先して採択しようとしたところでございます。

それから、事業費に対する充当の割合でございますけれども、一部特定財源が入っていれば、それを除いた地方負担額に対して、しかも適債事業という条件が付されてございますから、この範囲で充当しているということでございます。

それから、県分について108億円ということをお話ししましたが、市町村分の合計額は137億7,400万円ということで、岩手県に対しまして、合計で246億3,800万円という形で交付されているところでございます。

○五月女市町村課総括課長 市町村分の配分方法についてですけれども、こちらについては県と同様に補正予算の地方負担分、そういったものを積み上げまして、市町村ごとに計算されたものが配分された結果、先ほど佐藤参事から申し上げたとおり137億7,400万円余が配分されているというような状況でございます。

○工藤大輔委員 了解しました。

では次に、いわて学び希望基金についてお伺いしたいと思います。23年度末から現在残高が上がってきているわけですけれども、本年度の積み立てされる金額、そしてまた今年度末の見込み残高がどのぐらいになっているのかお示してください。また、それに対する活用の状況についても、あわせてお伺いします。

○森総務企画課総括課長 いわて学び希望基金の関係でございますが、今回12億円ほどの補正をお願いしております。これは、前年度――24年度末の2月補正以降に御寄附いただいた分と25年度末の寄附見込額とを加えたものでございます。ことし1月末現在の状況で申しますと、これまで延べ62億6,919万円ほど御寄附いただいているところでございます。それを使用いたしまして、奨学金ですとか、あとはクラブ活動、体育活動、文化活動等に使用させていただいております。これらの使用見込みについては、仮に現在の給付額を維持いたしますと、今後の分まで含めまして、奨学金等の給付事業については、28億円余りとなり、事業全体では35億円ほどとなっております。

ただ、奨学金の現在の給付水準で申しますと、小学生、中学生について月額2万円に25年度改定させていただいたところでございますが、まだまだ検討の余地がございます。また体育関係といいますか、運動クラブ等の活動への支援を行っておりますが、さらに引き続き息の長い様々な内容の支援の必要もございますので、今関係部局とともに今後の給付内容等について検討しているところでございます。

○工藤大輔委員 現在の給付水準でいくという形で説明をいただきましたが、25年末の見込みの総額に対し、幾ら活用予定なのか。残りどのくらいあって、今のように活用の内容について検討していかなければならないと思っているのか、もう一度説明をお願いします。

○森総務企画課総括課長 申しわけございません。25年度末の基金残高見込みが62億円余りでございます。このうち来年度以降、今の水準のまま活用するという前提に立った場合、26億6,800万円ほどの経費が必要であります。これを差し引きますと、36億1,800万円ほど、これが今後拡充する内容の財源となるものでございます。これらにつきまして、今教育委員会を初め、関係部局と調整しているところでございます。

○工藤大輔委員 わかりました。ちなみに、この事業は、当初何年ぐらいを目途に続けようと思っていた事業だったかお伺いしたいのと、やはり内容からすると、給付対象者、そしてあとは給付金額ということからすれば、若干少ないように感じられます。制度の中身を見直しての給付金額ということだと思いますが、もう少しそれぞれの生徒さん方、あとはその生活の状況を踏まえた形で、より支援をしていただきたいと思ひますし、これらについては新年度が始まれば早々に検討して、新しく給付をされるのかどうかお伺いしたいと思ひます。あとはこの基金以外にも民間が行っている支援もあると思ひますが、それらについては県としてどのような対応を取られているのかお伺いします。

○森総務企画課総括課長 まず、基金の期限についてでございますが、この基金については特段期限を設けてございません。ただ、震災で孤児になった方が社会人に出るまで、要領上は29歳まででございますので、少なくともそれまでは存続ということで考えてございます。

それから、給付水準でございますが、小中学校については、学校活動等で父母の方々も実際に負担する費用を基に算定しているところでございますが、そのほかにも課外授業、それから活動などでさまざまな費用がかかりますので、これについても、今教育委員会等々と調整させていただいているところでございます。この時期についてでございますが、この給付金、実は25年度に改定させていただいたばかりでございますが、今検討を進めておりますが、なるべく早く適用できるように調整を始めたいと思っております。

それから、民間の給付の関係でございます。これはさまざまな団体が給付してございます。あしなが基金ですとか、まなべる基金、さまざまな基金がございまして。それぞれの基金によりまして特徴がございまして。高校生に限るとか、小中学生に限るなど、さまざまなものがございまして。いわて学び希望基金との併給は禁止してございませぬので、それぞれの金額に応じまして給付されているものと考えてございまして。

○久保孝喜委員 2点お伺いします。先ほど来お話がある地域の元気臨時交付金のことでございまして、今までのやりとりで、おおむね理解はしたところですが、1点だけ、説明の中で、交付された108億円余については、地方負担分の積算に基づくものだと、こういう根拠が示されたわけですね。そうであれば、この地方負担分のうちのどういう算定率といひますか、積み上げの率で計算されたものなのか。結局それは負担分のどれぐらいをカバーすることになるのか、同じことなのでしょうが、その辺についての説明をいただければと思ひます。

それから2点目は、県税収入が4億円ほど増額補正されておりますが、現時点で、最終

確定ではもちろんないと思いますが、結果的に今年度の県税収入の伸び率をどの程度に予測しているのか。そして、特に被災3県の伸び率との比較がもしあれば、その辺についてお示しをいただきたいと思います。

○佐藤参事兼財政課総括課長 地域の元気臨時交付金の算定でございますが、地方負担額ということでございまして、1次分、2次分を合わせまして123億6,184万7,000円、約124億円という地方負担額になってございます。これは県分でございます。これの8割ということで、交付限度額が108億6,300万円余ということで積算根拠となっているところでございます。

○小向税務課総括課長 25年度決算の前年伸び率の見込みということでございます。増減というところであれば、本県分の決算見込み0.9ポイントの伸び率というふうに見てございます。額にしますと、決算見込額は1,101億900万円を見込んでおりまして、対前年で0.9ポイントの増ということでございます。3県比較については、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど最後のほうで資料を御説明させていただきます。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第111号平成25年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤参事兼財政課総括課長 議案第111号平成25年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案（その4）の51ページをお開き願います。

平成25年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10億3,940万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,189億7,594万6,000円としようとするものであります。

補正の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の292ページをお開き願います。まず、歳入であります。1款財産収入、1項財産運用収入は、県債管理基金の利子でありまして、240万5,000円の減額でございます。

293ページ、2款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計の公債費からの繰入金であ

りまして、10億7,800万2,000円の減額でございます。

294 ページ、3 款県債、1 項県債は、借換債について 4,100 万円増額するものでございます。

次に、歳出であります。295 ページをごらん願います。1 款公債費の補正の主なものは、県債償還利子の 11 億 7,709 万円の減などであり、合計 10 億 3,940 万 7,000 円の減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案 112 号平成 25 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中出納指導監兼管理課長 議案第 112 号平成 25 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。議案（その 4）の 54 ページをお開き願います。

平成 25 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正予算額は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4 億 111 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 47 億 7,924 万 1,000 円としようとするものであります。補正の内容につきましては、便宜、お手元に配付しております予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の 298 ページをお開き願います。

まず、歳入であります。1 款証紙収入、1 項証紙収入は、1 目県税の減額、2 目使用料及び手数料の減額を合わせまして 4 億 3,586 万円余を減額しようとするものであります。

次に、299 ページの 2 款繰越金、1 項繰越金は 3,475 万円余を増額しようとするものであります。これは、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、歳出であります。300 ページをお開き願います。1 款繰出金、1 項一般会計繰出金であります。これは県税、使用料及び手数料に係る証紙収入を一般会計に繰り出すものであり、今年度の見込みに合わせて、1 目県税の減額、2 目使用料及び手数料の



増額を合わせまして4億111万円余を減額しようとするものであります。

以上で、平成25年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第125号岩手県防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤総合防災室長 議案第125号岩手県防災会議条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案（その5）の1ページをお開き願います。なお、便宜、お手元に配付しております資料により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨でございますが、岩手県防災会議委員及び幹事のうち、指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから任命される委員及び幹事を増員しようとするものでございます。

指定公共機関の役職員のうちから任命される委員等につきましては、東日本大震災津波の検証結果を踏まえまして、携帯電話会社との連携を強化するため、平成24年9月議会定例会におきまして、委員等を増員する内容の条例改正を行いました。その際、当時既に指定公共機関であった株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社の役職員を新たに任命したところでございます。

今般指定公共機関を指定する、国の総理府告示が改正になりまして、ソフトバンクモバイル株式会社が追加指定されたことから、同社役職員を委員に任命するため、委員及び幹事の定数を増員しようとするものでございます。

条例案の内容、2のところでございますが、今御説明した内容を踏まえまして、条例第2条に規定する指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから任命される委員定数を1人増員し、24人以内にするものでございます。（2）でございますが、委員に就任する機関から、あわせて幹事を任命しておりますので、条例第3条に規定する幹事定数も1人増員しまして、62人以内にするものでございます。

資料の裏面に参りまして、3の施行期日であります。今年度の県防災会議を今月28

日に開催する予定としておりますが、この会議からソフトバンクモバイル株式会社にも参画いただけるよう任命手続を進めたいと考えておりますことから、公布の日から施行しようとするものでございます。また、委員の任期につきましては、2年間となっております、現在の委員の任期が、平成26年11月10日まででございますので、それを踏まえまして、今回新たに任命しようとする委員についても、現行委員の任期と同様にするための経過措置というものを規定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第126号自治振興基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五月女市町村課総括課長 議案第126号自治振興基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その5）の2ページをお開き願います。

内容につきましては、便宜、お手元にお配りしております「自治振興基金条例の一部を改正する条例案の概要」により御説明申し上げます。

1の改正の趣旨でございますけれども、市町村に対して県単独資金の貸し付けを行っております自治振興基金につきまして、市町村等への貸し付け実績を踏まえ、今後の貸し付けに支障が生じない範囲で一般会計に繰り入れるため、基金の額を減額しようとするものであります。

2の条例案の内容でございますが、基金の額を現行の128億600万円から115億600万円に13億円減額しようとするものであります。

3の施行期日等でございますが、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 128 号岩手県県税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小向税務課総括課長 議案（その 5）の 4 ページをお開き願います。議案第 128 号岩手県県税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております「条例案の概要」により御説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。身体障害者等に対する自動車税の課税免除の申請に係る手続を見直すとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、条例案の内容についてであります。まず、(1) の自動車税関係、身体障害者等に対する自動車税の課税免除についてです。これは、一定の障害がある方が所有及び使用する自動車に係る自動車税を申請により減免する制度であります。現在、毎年度申請書の提出と、それから運転免許証、身体障害者手帳、車検証の提示を必要としております。

今回の改正の内容についてですが、身体障害者等に対する自動車税の課税免除の申請に係る手続の簡素化を図るため、申請書の記載事項から運転免許の種類、これまで普通、二種等と書いていただいているのですが、この欄を削除いたしました。それから、自動車税の課税免除を申請する場合において、規則で定める場合には、運転免許証等の提示を不要とするものであります。その規則で定める場合とは、前年度に、自動車税の免除を受けた方が、前年度と同じ条件、変わっていない場合、同じ内容により免除申請をしようとする場合として、県税条例の施行規則において規定する予定としております。規則で定める場合に該当するときには、2 年度目からは、免許証等の提示を不要とすることで、申請書の郵送だけで済ませることができる。申請が可能となるということでございます。

次に、(2) のその他についてですが、まず、アについては、自動車取得税及び自動車税のグリーン化の規定中、自動車税の燃費基準をエネルギーの使用の合理化に関する法律の規定を引用しており、この法律の目的のところに電気の需要の平準化に関する所要の措置を講ずること等が追加されまして、法律の題名等が改正されたことに伴う所要の整理をするものであります。

どういふことかといいますと、自動車取得税と自動車税については、現在燃費のいい自

自動車については、税金を安くする制度になっております。その燃費基準について、いわゆるエネルギーの使用の合理化に関する法律、通称省エネ法と呼ばれているものですが、そちらのほうに燃費の基準が定められておまして、それを引用していたわけですが、そちらの法律の改正がありまして、それで文言とか条項がずれたというふうなこと、それに伴って条例を直そうとするものでございます。

次に、イについては、法人の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届け出義務の規定というのがあるのですが、その期限を引用している法律、地方税法施行規則の一部改正に伴い、条文番号が変わったことによって、その整理をするものであります。

次に、ウについては、株式発行会社の破産等により、価値を失った株式等について、申告することによって譲渡損失とすることができる特例措置、つまり、株券を買った方が、その会社の倒産等で無価値になった際に、これを経費として申請によって計上できるというものの規定でございまして、その申告義務の規定を引用している地方税法、これも法律ですが、施行令の一部改正に伴いまして、同様に条文番号の整理をするものであります。なお、いずれも、関係法令の一部改正に伴って、県条例で引用している条文等の整理というものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。平成26年4月1日から施行するものであります。ただし、関係法令の施行日に合わせるため、2の(2)のアのうち、題名の改正に係る部分を除いた部分は公布の日から、2の(2)イは、平成28年1月1日からとするものであります。この28年1月1日というのは、同様のほかの法律がこの日に施行されるというふうな、それに合わせて施行日を合わせるということの、その整理でございまして、それから、2の(2)のウは、平成29年1月1日から施行するものであります。これは、金融機関のシステム等にかかわる問題でございまして、その修正等に係る期間をここまですば延ばしているということの御理解をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 「身体障害者等」と、結構全てがこういう表現ですけれども、これは今どき珍しいですけれども、法律でそうなっているからこうなのか、どうですか。

○小向税務課総括課長 これは、従来からそのような規定をしてきたものをそのまま引っ張ってきているわけですが、まず「等」というのは、身体に障がいがある方のほかに、精神に障がいがある方とか、そういうふうなことを含めて言っているわけですが、身体障害者というのは、身体障害者手帳という制度、それを持っている方の、その言葉を引用しているものというふうに理解をしております。なお、そのほかに戦傷病者とか、これも戦傷病者手帳という制度がありまして、そちらのほうを受けて、税のほうでも規定をしているということございまして、そのもとになる部分の言葉を引用しているということと理解をしております。

○嵯峨耆朗委員 そのとおりなのでしょうけれども、今どきというか、何年か前に岩手県

議会発議で障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例をつくったのですが、そういった感覚からするとストレートですよねと思ったのですけれども、僕の感覚がおかしいですか、どう思いますか。

○小向**税務課総括課長** 表現がストレートというのは、全く同感でございます。言葉の与えるイメージというふうなこともございまして、文字にあらわす際には、障害者の「害」という文字を仮名文字にしたりして和らげるようなことの取り組みといたしますか、そういうふうなことはしてございます。いずれにしても、税の規定の場合は、もともになる言葉、法律を忠実に引っ張ってくるというような習慣といたしますか、そのことによって、ずれのない理解をしていただくというふうなことの部分もありまして、このようなことになってございます。もとのほうの法律、規定のほうが変われば、税のほうも合わせて変わるものだと理解しております。

○岩崎友一**委員長** ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一**委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一**委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一**委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 138 号防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤総合**防災室長** 議案第 138 号防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、御説明申し上げます。議案（その 5）の 22 ページでございます。便宜、お手元に配付しております復旧工事の概要についての資料により御説明をさせていただきます。

1 の趣旨でございますが、防災行政情報通信ネットワーク復旧工事の請負契約に関しまして、今回変更後、5 億円を超えたということで、その変更のため議会の議決を求めるものでございます。

2 の工事の概要でございますが、工事名は、防災行政情報通信ネットワーク復旧工事その 2。工事場所は、盛岡市内丸 11 の 1、盛岡地区合同庁舎ほか 10 カ所の合同庁舎等でございます。請負者は、株式会社東芝。契約金額は、変更前が 4 億 9,245 万円、変更後は 5 億 1,614 万 1,150 円でございます。

(5)の工事内容でございますが、一つ目の丸でございますが、平成5年度に整備した防災行政情報通信ネットワークが、東日本大震災津波によりまして一部被災したということなどによりまして、国庫補助を活用して再整備しているものでございます。

二つ目でございますが、平成24年度から防災行政情報通信ネットワーク復旧工事その1によりまして、県庁の親局を初めとした各市町村、消防本部の子局の整備を行ってございます。

三つ目の丸で、平成25年度につきましては、その2という工事で、各広域振興局9カ所、その他の機関2カ所の子局について整備を行っているものでございます。

(6)で、契約変更の内容でございますが、今回の変更は、各広域振興局で機器を更新することによりまして、これまで使用しておりましたテレビ変調器では、地域衛星通信ネットワークのデジタル映像が視聴できないことが判明しまして、テレビ変調器の更新を工事内容に追加し、契約変更するものでございます。

裏面に参りますが、今回整備しました防災行政情報通信ネットワークについては、静止衛星を介しまして、地球局のアンテナ、基地局、自治体との間で、電話やファクスを行うシステムでございまして、非常時の通信手段を確保するものとなっております。参考として、ネットワークの概略図を記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨老朗委員 内容について反対とかではないのですが、今説明を聞いていると、更新することにより視聴できないことが判明したと。請け負っている東芝はプロフェッショナルですよ。更新する前にこういうのというのはわからないのですか。通常、僕はもちろん素人なので、わかって、最初から盛り込んでいるような気がするのですが、いかがですか。

○佐藤総合防災室長 御指摘のとおり、最初にわからなかったのかということですが、当初は、現在あるテレビ変調器を使うことによって、できるだけコストを安くしようということで、できるのではないかということで見積もっていたところだったのですが、実際線をつないで確認したところ、不具合があってできなかったというふうな状況だったというふうに聞いております。こういう発注については、もう少し事前に吟味をするべきと反省しておりますが、今回そういうことで最終段階でそのことがわかったということは、非常に申しわけなかったと感じているところでございます。

○嵯峨老朗委員 わかりました。わかったのですが、本当は、今話したとおりなのでしょうけれども、最初からわかるような気がするのです。どっちの責任かわかりませんが、値段的に言うと、こうなったのかもしれないけれども、そうすれば、余りこういういった手間も疑問も生じないような気がするのです。今申されたようにしてもらえればなと思います。

○岩崎友一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○小向税務課総括課長 被災2県の、平成25年度の税収の見込み額と伸び率でございます。先ほど本県の税収を1,101億900万円ということで0.9ポイントの増と申し上げたところでございます。宮城県につきましては、2,508億円ということで、3.3ポイントの増、それから福島県につきましては1,942億2,700万円ということで4.2ポイントの増ということでございます。これは、公表しているわけではございません。税の組織間で共有している数値でございますので、その点については御了承願います。

○岩崎友一委員長 それでは、冒頭に説明のあった大雪等に係る被害状況についても含めて、この際、何かありませんか。

○嵯峨耆朗委員 先ほどの関連で聞けばよかったですけれども、消防救急無線の県発注工事についてですけれども、2月17日に執行予定していたものが延びて、28日に予定していたものがまた延びるということがあったようなんですけれども、わかりましたらこの一連の経緯について御説明願います。

○小畑防災消防課長 消防救急無線デジタル化整備事業でございますが、今お話がありましたとおり、今年度、来年度で整備更新の予定をしておりましたけれども、県の工事におきましては、当初1月24日に入札公告してございます。その際、入札公告の公告日の記載事項に誤りがありましたので入札を中止し、現在、再入札すべく再調整しているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 私が聞いたのは、その公告の誤りはどういう内容の誤りがあったのかということと、そして再度2月28日に改めて入札公告をしていますよね。そして、延期したということなのですから、これはその後どういうふうになっているのかも改めてお聞かせ願います。

○小畑防災消防課長 中止した理由でございますけれども、低入札価格調査制度による数値的判断基準の判定基準の適用区分の誤りというふうなことでございまして、積算方法は

農業農村整備電気通信工事等で——機器費が含まれる工事というようなことで積算を行っておったのですけれども、公告のほうは、電気通信工事費等で機器費が含まれる工事というふうに記載になってございまして、積算体系が異なっていたことから中止したものでございます。公告については、1月24日に公告いたしまして、その後はしておらないところでございます。

○**嵯峨耆朗委員** では、その後どうするのか、どういうふうにやってよろしいのか。それと、これ同様の入札がその前にもあったと思うのですけれども、そのとき同様のはなかったのでしょうか。もしなかったらなかったでいいのですけれども、あったとすれば、その内容です。消防救急無線の公告内容は間違いなかったのでしょうか。

○**小畑防災消防課長** 現在ですけれども、再公告するか調整しているところでございます。この1月24日の公告が一番最初の公告でございまして、前回といたしますか、この前にはこのような工事は実施しておらないところでございます。

〔岩崎委員長「同様の工事という意味ですか。」と呼ぶ。〕

○**小畑防災消防課長** 同様の工事は特にございません。

○**嵯峨耆朗委員** 先ほど理由を説明いただいたものの、口頭で説明をされても私ちょっとわからないので、後でわかるような内容で文字化して資料としていただければ助かります。

これは聞き漏らしかもしれないけれども、救急というぐらだから、急ぐの deshalb から、今後どういうふうに行っていくのか、予定をお聞かせ下さい。

○**小畑防災消防課長** 現在、再公告すべく調整させていただいております。このデジタル化の工事は、平成28年5月までには県内一斉に、消防緊急無線が今のアナログ波からデジタル波に変わるというようなものでございますので、期限に間に合うように進めていきたいと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** 県内の各消防本部に対して、総合防災室から文書が出ているようですが、消防本部と今回の県の工事は、どうかかわりがあるのでしょうか。

○**佐藤総合防災室長** この救急無線のデジタル化の工事に当たりましては、先ほど申し上げたように、28年5月までに全体的に整備をするということで進めなければならないということから、県において基本設計、実施設計を全体的にやったところでございました。その結果、震災が発生しまして、沿岸部については、先に復旧しなければならないということで、沿岸の5消防本部については、既にデジタル化の復旧工事で進めているところでございまして、残った7消防本部については、県のほうで実施計画をして、そしてそれをもとに今後発注するところ、あるいはもう既に発注したというところがあるところでございます。

県におきましては、防災航空センター、あと消防学校、それから県庁、この三つを結ぶような無線を整備しようということで、先ほど申し上げた入札を公告したところでございますが、そういった公告の内容について誤りがあったりしました。それから、若干御質問も多くいただいたところがありましたので、それらについて今再精査をして、今後それを



吟味した上で、再度入札公告をしたいと考えているところでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 県が直接する工事だけではなくて、各消防本部もかかわっているということで、全体設計をとということでしょうから、多分そちらのほうにも大きな影響を与えるということが想定されたので、こういった文書が流れてる、出したのだと思うのですけれども、となると、今回のみならず、その前についても、もしかしたら、今回同様の誤りかどうかわかりませんが、急に間違えたということがあるのかなという気がするのです。その辺をもう一度調べてみる必要があると思います。

○**佐藤総合防災室長** 御指摘のとおり、十分入札担当課とうちの担当のほうとの連携を密にし、今回入札を延期したという内容の設計図書について、もう一度吟味いたしまして、間違いのないように適正な発注になるように努めてまいりたいと考えています。

○**佐々木博委員** 今定例会も、既に一般質問が終わったわけでありましたが、今回の一般質問で、人口減少の問題を取り上げた議員が何名かおります。当面県政の最大課題は震災からの復興ですが、そうすると最大課題は、多分人口減少になるのではないかと感じておりました。

国立社会保障・人口問題研究所から出されたのは一番最新でおとしですか、2060年に日本の人口は8,700万人ぐらいです。100年後の2110年は4,000万人台、大体明治時代に戻るといって推定であります。平成40年までだったと思いますけれども、各都道府県、市町村ごとの人口推計も出されています。本県は、平成40年で大体93万人、盛岡市が大体24万人ぐらいになるだろうという推計が出されていますが、実は今までも5年に1度、推計が出ているのですけれども、岩手県について言うと、常にその推計から下回って人口減少が進んでいるというのが大体の例なのです。ですから、平成40年といいますが、あと15年後です。本当に喫緊の大変、大切な課題だと思っています。

そういったことで、一般質問でも何名かの議員がこの問題を取り上げたのだというふうに感じておりました。特に前知事の増田さんが、昨年の12月の中央公論に、地方はなくなるという論文を書きまして、かなりの反響を今呼んでいます。先日も盛岡市にいらっしやって、このことで講演をしたということで、この講演を聞いた商工会議所の方々なんかは、随分危機意識を持ったようであります。

それで、一つ提言したいと思っているのは、この人口減少の問題というのは、例えば県の組織でもほとんどの部局に関連するのです。それから、県だけではない、市町村も全て関連があります。ですから、こういった問題については、来年度も若干組織の見直しがあるようですが、やはりワンストップで一つのところでセクションをつくって、それでトータルで、まずこの問題の一つはシミュレーション、いろいろやってみるということも必要だと思いますし、それからさまざまな手だて、人が減らないようなさまざまな手だても打っていかねばいけませんけれども、こういったことを、ワンストップの、やっぱりどこかのセクションを設けてやるということが必要なのではないかなというふうに実は思っているのですけれども、そのことについて、まず御所見を伺いたいと

思います。

○中村政策地域部長 今委員からお話がありました、人口減少の問題は我々も非常にこれからの岩手県にとっても大きな課題の一つであると考えております。そういった認識のもとに、総合計画審議会の中でも、人口部会、ゆたかさ部会といった二つの部会を設置いたしまして、先月の2月でございますが、知事のほうに提言書というものを頂戴してございます。

その提言の内容は、非常に多岐にわたりまして、いろいろ少子化対策を含め、今後のいろんな産業振興を含め、そういう意味では、県政のあらゆる分野の施策をいろいろ総動員しながら対応していかなければならない課題であろうと思っております。

今委員からお話がありましたこの問題について、全庁的な対応する組織をというふうなお話がありました。どういった対応をしていけばいいのかということも含めて、これについては我々も真剣に考えていかなければならないと思います。全庁的に取り組んでいくやり方として、いろんな本部みたいなものをつくるやり方もございますし、集中的に先端組織というふうな取り組みでやるやり方もあろうかとは思いますが、今委員のほうからお話がありました趣旨を十分に踏まえまして、県としての今後の対応すべき組織のあり方をしっかりと検討してまいりたいというように考えております。

○佐々木博委員 4月からスタートというのはとても間に合わないわけですがけれども、私は本当に年度途中でもいいですから、そういったものを立ち上げる必要があるのではないかと考えていました。ことし1月に、聞いていると思いますけれども、金融庁の畑中長官が全国の地銀のトップを集めて、各地域ごとのシミュレーションを出したのです。おたくの地域は人口がこうなると、経済はここまで縮小しますよと。かつて金融庁は、銀行は各県1県2行構想でいいと言っていたのです。今は、1県1行でいいと言っているのです。銀行だって、金融庁が、もうそういったことを言っている時代に、やはり行政としても、もっともっと迅速に対応しなければいけないのではないかなと、そういう危機感を持っていました。そういった点では、実は先日知事演述で、人口減少がどこで出てくるかと思わずずっと聞いていたら、最後までなくて、非常に寂しい思いもしたのですが、この問題、本当に喫緊の課題だと思っていました。

それで、もう一つ、例えばこれこの所管ですから伺いますけれども、一般質問で、中長期の財政の見通しの話がありました。中期についてはなさるということでしたけれども、私はやはり長期の見通しが必要だと思っております。というのは、人口減少の中身を見ますと、要するに、働いて税金を納める世代がもうずっと2分の1、3分の1に減っているのです。高齢者はしばらく減りませんが。こういったときに、例えば県だって1兆4,000億円ぐらい、今県債残高がありますよね。このままいったらば、そうした方々の負担がこっちにかかるのが2倍、3倍になって、こんな財政の持続なんかあり得るわけがない。もちろん国の問題もそうです。

ですから、やはりこういったことを含めた長期といいますか、超長期といいますか、そ

ういった財政の見通しも、人口減少に合わせて策定するというふうなことだって、当然必要になってくるだろうというふうに思うのです。ですから、ぜひそういうことについて、本当に私は15年後でも既にそうなる。しかも、今までの例で言うと、それを下回って人口減少が進んでいるのは残念です。あれを見ますと、一番人口減少が進むのが秋田県です。その次が青森県、次が高知県、岩手県は4番目だという位置づけになっているのですけれども、本当にもっともっと危機感が必要だと思っていますし、ぜひとも全庁的な取り組みをさらにスピードアップしてやっていただきたいと思っていますし、そのためのセクションというものも、ぜひ設けてやっていただきたい、そのように思いますが、もう一度御所見を伺いたいと思います。

○中村政策地域部長 今委員からお話がありました趣旨も十分踏まえまして、関係部局とも早急に調整をしながら、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○工藤大輔委員 一般質問でも取り上げましたが、JRの関係で、もう一度お伺いしたいと思います。

沿線市町村と一緒にあってJR側に回答をしたわけではありますが、いずれその中ではかなり満額的にも必要だと、かかるようなもの全て網羅して出したというのが印象的であり、到底JRはのめない内容だなというふうに思ったところでもあります。

そういった中で、その中のポイントとして、沿線市町村のほうでは、将来にわたって沿線自治体に負担がないようにということが一つ入っているというふうに思いますが、この沿線市町村に対して負担がかからないという趣旨はどういうことなのか。それと、それは条件なしにJRからの山田線の受け入れということをしなないのかどうか、確認をしたいと思います。

○佐々木交通課長 今JR山田線沿線の負担というお話が出ました。これにつきましては、JRからの提案として、鉄道資産とかそういったものは地元で全部無償譲渡だというのは投げかけが来ているところがございます。それに対して地元の側とすれば、設備でありますとか、用地についてはJRに引き続き持っていただきたいという願いを跳ね返すとか、リアクションをしたということがございます。今委員がおっしゃったとおり、JRの体制もなかなか厳しいのかなというのは確かに感触としては感じるところでございます。その地元の側で、それによってその負担は、要はJRの提案をそのまま受け入れるのではなくて、投げ返した趣旨というところで、何が心配かというところ、何が課題かということがございますけれども、やはりそれにつきましては、今の三陸鉄道をどうやって地元が支えていくかということがございまして、それは通常生じる維持修繕でありますとか、設備更新といったものに、三陸鉄道沿線市町村が多額の負担をして支えているという状況にあります。それは、山田線について地元で引き取るとなった場合、今申しあげました設備更新、それから通常の維持修繕といったものの負担が新たにかかってきはしないかというところを非常に危惧しているということで、JRで引き続いていただけないかと投げ返しをしたということがございます。

○**工藤大輔委員** 将来にわたってこれを受け入れるということは、沿線自治体の負担が必ず伴うということだと思います。負担が伴わないのであれば、新たに発生する赤字をJR側が補填をするというのであれば、JRが経営するのと何も変わらないような状況であって、受け入れるということは、必ず赤字が発生し、そしてそれを沿線自治体あるいは住民が負担をするということになるわけですが、それに対して、最低条件として何年間ぐらいの安定した経営は必ず目指さなければいけないのだとか、あるいは最低でもこういったことだけは求めていかなければならないのだと、それが受け入れる最低の条件ですよと、必須条件ですよという線を決めていかなければ、交渉するに当たっても、何回交渉しても進展がないというふうに思いますが、その辺の考えについてお伺いしたい。

その際、やはり何年先にどういったものを補修、改修するだとか、さまざまかかる経費があると思います。それらを勘案するに当たって、やはり中期の経営見通しを当然立てながら、どういった形で経営すべきか、どういったところをコストカットすべきかだとか、いろいろ考えるべきだと思いますが、そういったものをいつごろ立てられるのか。本会議では答弁がなかったわけですが、お伺いしたいと思います。また、それらを踏まえて、我々議会に対しては、どのような説明をしていくのか、あわせてお伺いします。

○**佐々木交通課長** まず1点目の赤字の問題でございます。これにつきましては、私一つポイントだと思っておりますのは、JRが運営し続けることによって生じる赤字と、仮に三陸鉄道がやることになった場合ですけれども、そういう場合の赤字に違いがあるのではないかとございまして、それは、一つにはJRの場合は、コストが高いというのがございまして、それを三陸鉄道がやればコストの圧縮が図られるというの、ある意味期待ができる部分ではないかなと思っております。

それは、ハード整備につきましても、JRの場合ですと、東日本エリア全域にわたって、非常に、一つのきちんとした基準に基づいてやられている。それが三陸鉄道という場合には、必ずしも同じ基準を、もちろん安全は維持しなければならないのですけれども、もうちょっとソフトなといいますか、必要最小限なものでもしやれるのだとすると、その部分で赤字をある程度圧縮ができるのではないかと考えているところでございまして。

赤字が何年間というお話をしたほうがいいということにつきましては、三陸鉄道の例を申し上げますと、これまで30年にわたって地元が支えてきたということがありますので、そういったものも踏まえながら、山田線沿線の市、町でありますとか、あとは三鉄沿線の市町村の御意見も伺いながら、そのあたりについては御相談しながら、JRに対しても対応を求めて行くということになるのかと思います。

それから、2点目の中期的な経営見通しというお話でございますが、これについては、お話の中でも、これから仮にこの提案を受け入れて、何年後にどういった経費が生じるとかというお話が出てくるわけですが、それはJRが山田線区間についてどれだけ手を入れていただけるのか。山田線区間は線路が細いとか、路盤が弱いといったような問題がございまして、そういったところをどれだけJRのほうで強化してい

ただけるかによって、かかってくるコストは違ってくる。そのあたりも協議、交渉を進めている中で確認をしながらと考えてございまして、それらを踏まえて、三陸鉄道のほうでしかるべき時期に、地域的な受け入れの見通しといったものを考えていくことになろうかと思えます。

それから、最後3点目、議会への説明ということでございましてけれども、これにつきましては、先だつての2月11日ですか、JRのほうから提案があった際、それから2月21日に地元側からの投げ返しをした際にも、議員方々には情報を速やかに御報告するという事でやらせていただいておりますので、そういった形で、適時適切な形で御報告をしながら進めてまいりたいと考えてございまして。

○**工藤大輔委員** 提案の中身の中で、もう一つ盛ってもいいのかなと思ったのは、JRが三陸鉄道に、例えば出資をしながら経営に少しかかわるということがあってもいいのかなというふうに思いました。全国的にはなかなか事例がない話だと思いますが、今回求めた内容の中で、鉄道施設について、JRが手を引こうとしているのに、JRが保有するというのは、JRは到底のめる話ではないのかなと思うわけです。いずれ今後の協議、どのように進展をするかということは、相当注視をしているわけであって、それに対して、今度は国のほうが、JRとの関係だけではなくて、国がどこまで地方路線、ローカル線を維持していきながら、公共交通としての役割を担わせるかということについても、相当詰めの作業をしなければならないというふうに思いますが、現時点で国との協議をどのように進めていくのかをお願いします。

○**佐々木交通課長** 国との協議というお話がございました。国のほうからも、鉄道局というところが所管しているわけでございますけれども、JRの提案、それからあとは地元側の投げ返しといったものについて、非常に注視をしております、そういうような状況についても、どういう形になっているのだというような御照会と申しますか、お電話を頂戴しているところでございます。

国が地方のローカル線をどのように守ろうとしているかということにつきましては、一つ大きなものだと考えてございまして、三陸鉄道が被災をして廃止になるのではないかと、この心配もあったときに、国のほうでいち早く財政投資を講じていただきまして、国費で108億円という巨費を投じて、この4月には被災3年というタイミングで全線復旧ということになりましたので、そういった形で、まさに国の地方路線を守るのだという、三セク鉄道を守るのだという姿勢があらわれているのではないかなというふうには考えているところでございます。

○**工藤大輔委員** 今回は、大震災が発災して、そしてそれを復旧するというような、もとに戻すということは、当然だと、部長はそのように答弁しましたけれども、戻すという観点からすれば、私は当然だというふうに思っています。問題になるのは、その後の運営において、全国でもローカル線がかなり苦勞している中において、廃線となっているところも出てきています。その処理をどうするかというところで、相当苦勞しているのが実態で

すので、私が言っているのは、その後の運営において、国がどこまで地方の公共交通を守ろうとするのかということなので、改めて見解をお伺いしたいと思います。

また、大船渡線に関してなのですが、路線の変更を求めてきたというところに、JRの安全な運行という基準からすると、二つの基準があるのかなというふうに思っておりません。というのは、JR八戸線、被災3県の中で一番最初に完全復旧をしてもらいました。そして、私も最初に再開となった便に乗り、そして各地域をそれぞれ走った中で、どれだけ地域の方々が待ち望んでいたのか、そしてその思いにJRが応えてくれたのかということで、あのときの気持ちを思い出したときに、本当にJRの再開というのは、非常に大きい事業だったのだなと感じたところです。

ただ、八戸線の状況を見れば、津波で水をかぶりました。そして橋桁からレールが落ちたり、そしてまたレールが曲がって完全に、安全対策を講じたから復旧できたというのとは、また違うというのが実態だと思います。今回JRは安全運行ということの1点で、大船渡線路線変更を求めてきているわけですが、だとすれば、八戸線の状況を見れば、さらに安全対策を講じるのか、あるいは路線変更でもしないと、JRは再開しないというのが、今の大船渡線に照らし合わせれば、同時に言えることだと思います。いわば安全対策において、基準にダブルスタンダードがあるのではないのかなと、そう感じるわけですが、見解を、どのように感じているのかお伺いしたいと思います。

○佐々木交通課長 まず、復旧後の運用に対する国の姿勢というお話がございました。これにつきましては、三陸鉄道は4月の運行再開に向けて復旧工事をしてきたわけですが、その前提としていわゆる上下分離という形で鉄道資産を地元沿線の市町村で持つということが前提となったところでございます。それによって、設備投資分についても、国の補助率が、従来は3分の1だったものが2分の1にかさ上げになるという形で、国のほうでも支援措置というのを講じているということでございます。

それから、2点目として大船渡線のルート変更のお話でございます。これは、JRの主張とすれば、乗客の安全確保が課題だということで、現行ルートは小友駅を通る形になっているのですが、それを脇ノ沢から小友地区について、大きく山側にルートを移設しようとするというものでございます。これにつきましては、2月19日に復興調整会議の場でも、JRのほうで、このルートでなければ復旧できないとして事業費も示された。その中で、270億円のかかり増しについては、国なり自治体に負担を求めたいという話もあったということでございます。その際に、私のほうからは、どうして現行ルートで復旧できないのか、その理由を丁寧に説明してほしいということを申し上げたところでございます。議論の中では、その説明がないと、地元の住民であるとか、住民の理解を得ることができませんという話を申し上げたのですが、それに対してJRのほうからは、いやいや住民等への説明は行政の仕事でしょうという話もあって、非常に啞然としたというようなこともあったところでございます。

今JRに求めていることは、これは復興調整会議の仕切り役は東北運輸局でございます

ので、こちらのほうで、私から申し上げたのは、現行ルートで危ない箇所がどこどこにあって、その危険性がどういうものなのか。それから、その危険な箇所を回避する方法、例えば避難路とか、そういったものがないのかと。そういったものを検討した上で、対応策がどうしてもないといった場合に、初めてルートという話になるのではないかなど。そういったところの説明が必要ではないかという話を東北運輸局に申し上げたところでございます。東北運輸局のほうからは、県の言うことも理解できるので、JRに丁寧に説明するよう働きかけてみたいという話をいただいておりますので、復興調整会議の場等でJRにしっかり伝えていきたいと考えているところでございます。

○**工藤大輔委員** わかりました。大船渡線の状況も踏まえ、またJR八戸線の現在の復興状況も踏まえて、路線の状況を見れば、かなり八戸線も危険箇所があって、そのままその上にレールを載せて再開するというのが実態であって、そこに照らし合わせれば、JRもなかなか、これまで説明していたのと、理路整然に安全対策も含めた説明はし切れないのではないのかなと思うところです。

いずれそれらのことについて、より詰めて、より正しい情報を引き出しながら、そしてまたJRが、実際にこちら側が求める考えのもとに復旧されるように、さらに強く求めていただきたいと思っておりますし、またその進め方に対し、改めて部長からも最後に見解を聞いて、質問を終わります。

○**中村政策地域部長** 今委員からお話がありました大船渡線についても、JRがダブルスタンダードで来ているのではないかなというようにお話をいただき、我々も正直そういった懸念といたしますか、というのは感じてございます。いずれ一つには、できるだけ早期に鉄道を復旧するということが被災地からの強い要望といたしますか、御意見も頂戴しております。もう一方で、復旧する主体はあくまでJRであるということがございまして、この二つの中でいかに最善の解を見つけていくかということが大きな今課題として立ちほだかっているというふうには考えておりますが、我々としても引き続き全力を挙げて、早期復旧に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○**久保孝喜委員** 休憩したらどうですか。進行について、ちょっと休憩をお願いします。

○**岩崎友一委員長** 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**岩崎友一委員長** この際、昼食のため1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**岩崎友一委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**佐藤参事兼財政課総括課長** 午前の審議におきまして、久保孝喜委員から地域の元気臨時交付金について、地方負担額に対する措置の割合ということで、8割というふうに御答

弁申し上げたところでございます。制度上は、8割が基本でございますが、本県のように財政力の弱い団体に当たりましては、調整がかかってございます。おおむね9割程度ということで設定されてございまして、結果としましては87.9%まで措置されているということでございますので、発言を訂正させていただきます。

○久保孝喜委員 何点か質問をさせていただきますが、最初に午前中、嵯峨委員からございました消防救急無線に係る発注工事の関係、この件についてお尋ねをしたいと思います。

私も、県庁内がばたばたしているのではないかというような話を聞いて、いろいろお聞きしましたところ、先ほど午前の議案第138号もそうなのですが、総合防災室関連のこうした発注、あるいは契約にかかわる案件が、事務上のミスだとか、あるいは基本的な対応において不十分な点が、このところ多々見えるということを含めて総合防災室長にお尋ねをしたいと思います。救急無線にかかわって、2回にわたって入札の公告やら、あるいは延期をしたという点については、事務的なミスである公告に誤りがあったのが1件、それから2回目は入札を前提とした場合、最も基本的な設計図書についての見直しを要する事態になったと、ここについては、なかなか理解がしにくいところなのですが、その点をどのように捉えているのか。

加えて、この一連の動きの中で、総合防災室からかなり不明瞭というか、メールが発信されていたということもお聞きをいたしました。そういったことも含めて対外的には非常によろしくない状況というのがあったやに受けとめたわけですが、その辺の経過を含めた認識と、今後の対応についてお尋ねをしたいと思います。

○佐藤総合防災室長 まず、消防救急無線の工事の件でございますけれども、2月17日に執行予定ということで公告をしたところでございますが、その事務的な誤りがあるということで、本当に基本的なことのチェックが甘かったということで、大変反省しているところであります。その後、何とか3月中には入札に出したいという思いで作業を進めさせていたところございまして、まだそれは公告は出していなかったところではあるのですけれども、その中で、これまでいただいた御質問等に答えていく作業をしていく中で、やはりもう少し設計図書、仕様書、その辺のところの基本的は見直しが必要ではないかというようなこともあり、少し時間をかけてやろうというような経緯でこれを延ばす、作業をもう少し延ばして、新年度に向けて発注をずらすことにしたところでございます。

その中で、総合防災室の職員の中でのいろいろな外部に対して信頼を失うようなことがあったというようなことがあれば、本当に所属長として管理監督不十分であったかなというふうに反省しております。今後におきましては、次の発注までの間、しっかりとその辺のチェックをし、そして適正な公告入札ができるように、室内一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

○久保孝喜委員 ぜひそのように進めていただきたいと思います。事は防災にかかわる話でありますから、当然ですけれども、県内消防署との連携ということも大きな要素としてあるわけですから、ぜひその信頼を欠くことのないような手だてを講じていただきたいと思います。



そのことは申し上げておきたいと思います。

この工事が、本来本年度内の契約着工予定となっていたものだったというふうに聞いておりますが、これが、今時間をかけるというお話がありまして、新年度に恐らくなるということによって、各消防署内でのさまざまな事業との関連において不具合は生じないのかどうか、そこだけをお聞きしておきたいと思います。

○佐藤総合防災室長 消防本部との関係でございますけれども、発注については各消防本部ごとにやるということになっておりますので、消防本部のスケジュールには特に影響はしないものではございますが、私どもの見直しというものについては、早目に消防本部に連絡をいたしまして、それで消防本部のほうで、まだ発注していないところについては、その内容について把握した上で発注するように、その辺は働きかけていきたいと思いますが、いずれにしましても、平成28年5月までのデジタル化ということまでのスケジュールとしては、まだ大丈夫間に合うと考えております。

○久保孝喜委員 よろしく願いをいたします。

2点目ですが、これは復興局にお尋ねをしたいと思います。これまで復興の歩み、3年を迎えるに当たって、各新聞等で、この3年間を振り返るといったような特集記事が連日展開されております。議会の一般質問のやりとりの中でも、大いにこの復興のスピードの問題、あるいはおくれの問題というのは大きく議論されたところなのですが、そのおくれの原因とされている一番大きな要素が、資材や人手不足であるということや、それをずっと言われてまいりました。それでは、そういう具体的な要因にどうやって対応するのかということになってくるわけですが、行政ができること、あるいは企業がしなければいけないこと、いろいろあると思うのですが、資材の不足や人員の不足などという、いわば事業を進める上では基本中の問題点に行政がどこまで、どの程度手を下すことができるのかという、その部分がなかなか伝わってこない。今これをやっていると、これによってこうなるというような具体的な例示も含めて、お知らせをいただきたいというのがまず第1点目でございます。

○森総務企画課総括課長 まずは人材確保の面でございますけれども、公共工事の発注の増嵩なんかがございますが、沿岸各市町村、県庁とも職員の不足が生じている状況でございます。これまでも自治法派遣による他県からの応援、あとそれから再任用ですとか、期限つき職員の採用等でカバーしているところではございますが、それでもまだ不足している状況でございます。引き続き各県等に依頼して、人材のほうについては確保していくということで考えております。

○小野寺復興担当技監 資材の高騰等の関係で、それが直接的に入札不調という形であらわれてございます。入札不調で申しますと、平成23年度全体ですけれども、10%だったものが、平成24年度には14%、ことしの1月までは22%ということで、非常に高い率になっております。中でも、建築工事につきましては40%を超えるという状況になっておりまして、具体的に申しますと、建築工事につきましては、去年の9月に標準建設費というの

がほぼ30%近く上がりました。それから、これはまだ決定ではないのですけれども、新年度早々にもまた見直しがあるのではないかというふうに情報として入手しているところでございます。

それから、御存じのとおり労務単価につきましても、2月から8.5%上げまして、震災前と比べますと3割ほど上がっています。あとは共通仮設費、現場管理費につきましても復興係数というものを掛けて設計単価自体を高くすることによって、入札不調を避けるということの取り組みが行われております。

それで、これは県土整備部が主体で行っているのですけれども、業界の皆さんとの意見交換をこれまで以上に密に行っておりまして、発注者、受注者の意思に食い違いがないように、そういったことも一生懸命取り組んでやっているところでございます。

**○久保孝喜委員** 職員の不足というようなことがよく言われておりますけれども、人員不足については、行政の人員不足ということもありますが、事業の工事をする側の人員不足というのもあるわけです。資材のほうについても高騰の背景があるということを含めて、これを解決する手段が、さまざまなアプローチの仕方があるのだらうと思いますが、私が注目して、この動きが広がればいいなというふうに思ったのは、例えば宮城県の例で言うと、金融機関が資材の問題、それから人員、いわゆる職人の問題を含めて、被災現地の事業に支障があるという現実を踏まえて、隣県の銀行と提携をして、資材や人員についてのデータベース化をしていると、銀行がですね。それを行政も、それから直接事業にかかわる建設会社も、それを共有する。そして、データベース化にとどまらず、今度は企業提携にまで銀行側が仲介役を果たして、本来であれば1社では請け切れない事業だとか、あるいは資材、機材の不足を、提携した山形県の企業と合体しながら事業の促進に、企業の側が向かっていくというような、かなりウイン・ウインの関係で事業が展開をするという例があるというふうに聞いておりました。こうした動きが県内にはないのかどうか、あるいはそういうことをアプローチしているという事例があるのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

**○小野寺復興担当技監** 久保委員からただいまお話がございました銀行が中心となってということについては、私は承知をしておりますし、岩手県内では具体的にはないのではないかと考えております。あるいは建設業協会とかで何かしらの動きがあるかもしれませんが、承知はしていません。

**○久保孝喜委員** この動きは、例えば行政側が隣県の企業に直接オーダーをかけるなんということは事実上無理なわけですから、当然なわけですけれども、しかし銀行がそこに介在することによって、お互いの取引先である建設会社との企業行動については一定の情報共有ができていますから、これを隣県の銀行の提携先の銀行と、その取引先という形で情報共有ができたり、あるいは企業の協働がそこで成立したりという例があると。これは、この今直面している復興のおくれなどに対して、全面的にこれをカバーできるかどうかは別にしても、新たな活動として評価ができるのではないかなと思いますし、考えて

みれば、かつて県庁職員だった方が金融機関に行っているという例も多々あるわけですので、そうした人間関係のネットワークを含めて、そうした動きをつくり出していただく、そのことをお願いするというのも、有効な行政施策になっていくのではないかと思います。副局長どうでしょうか。

○佐々木理事兼副局長 私も、実はその動きは、きょう初めて久保委員からお聞きしました。ぜひともこの動き、実際はURが大手のスーパーゼネコンに頼んで実際やっているというのが実態ですが、それにしても職員不足とかということが本当にありますし、人を呼ぶとすれば近県が一番いいと思いますので、各方面からお聞きしながら情報を得て、しかるべく働きかけなり対策を講じてまいりたいと思います。

○久保孝喜委員 そういうある種の大きなヒントだというふうに思いますし、何のために北東北3県のサミットをやってきたかということも、ある意味ではそういうところで効果を発揮していくということだって当然考えられてもいいわけですし、今まさにこういう大変な時期ですから。そういうあらゆるチャンネルを使って、そうした他県の動きなどを参考にした動きを、岩手においても復興局が中心になって、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと、そのことを申し上げておきたいと思います。

3点目、JR問題でございます。先ほど工藤委員からも、午前中、る具体的なお話がございました。この問題は一般質問させていただいて、ちょっとくどいようで大変恐縮なのですが、JRの今の姿勢の問題を考えたときに、岩手県が既に沿線市町村と一緒にJRの提案に対する回答を送ったということなのですが、それは結局引き続きJRによって鉄道、鉄道の運営をしてほしいと、それから提案があった三陸鉄道への移管の話は、これからも協議をしていきたいと思います、こういう表明だったわけですね。

そうすると、既にボールはJRに投げ返していると、こういう立場なのだろうと思いますが、そうした県の回答に対する反応というか、次回の協議の日の設定だとか、あるいは協議の枠組みだとか、何かそういうたぐいの話が今出ているのかどうか、その点について、まずお尋ねをしたいと思います。

○佐々木交通課長 今お尋ねがありました件については、現時点において、次はいつ協議をしましょうとか、そういった話にはまだ至っていないところでございます。

○久保孝喜委員 当然のことながら、水面下の接触というのがあるわけでしょうし、やらなければならない話だと思うのですが、そういうチャンネルはちゃんとできているのだと思います。そこを確認です。

○佐々木交通課長 JRとの交渉という分につきましては、この提案をいただく前の時点からきちんとした窓口はできているということでございます。

○久保孝喜委員 そういう窓口があるにもかかわらず、その反応についてはまだ承知していないというふうなことでもいいのかなという気がするのですが、その辺はどうでしょうか。

○佐々木交通課長 まず、2月11日にJRのほうから提案がありました。それに対して2月21日に地元の側としての投げ返しをしましたということで、委員御指摘のとおり、球

は投げられたものについては投げ返しをしたという対応を我々もしているところでございます。

あと、今後交渉する時期に当たっては、JRといろんな調整をしていかなければならないのと並行して、山田線沿線の市町でありますとか、あとは三陸鉄道沿線市町村とも十分協議をしていかなければならないということがありますので、三陸鉄道沿線市町村のほうの協議とも並行しながら、今後JRとも議論していくということになるかと思えます。

**○久保孝喜委員** ボールは投げ返していると、こういう過程の中で、私は一番重要なポイントは、かねて協議を進めてきた利用促進にかかわる取りまとめですね。これがどういうタイミングで、どういう形で出されていくのかということが、ある意味では第2段目のボールの投げ返しになると、こういうふう思うわけです。そうすると、この利用促進にかかわる取りまとめなどを県は、今後のJRとの交渉においては、かなり大きなウエートを持つのだという認識が、もちろん持っていると思えますけれども、これをどういうふう打ち出すかというのが、私は今後の交渉においてもかなり大きなポイントになってくるのではないかと思います。

そこで、これは部長にもお尋ねをしたいわけですが、そういう利用促進のあり方について、一定の取りまとめができたなら、これまでのように、例えば行政関係者だけが集まって、シンポジウムをやったりという程度のお茶を濁す——お茶を濁すという言葉は悪いのですが、そういうことでは私は足りない。むしろ沿線住民大会みたいなものを県が仕掛ける。大々的にこの沿線を守るために私たちはこうするのだという話を取りまとめの時期に、かなり大きな覚悟を持ってやるということが、JRとの交渉、あるいは国に対する発信という意味でも、かなり有効なのではないかと思うのですが、そういう取り組みについての所感をお尋ねしたいと思います。

**○中村政策地域部長** 利用促進につきましては、本会議でも御答弁をしましたが、今最終の取りまとめの段階にありますので、いずれ近い段階で公表できるような形で取りまとめをしたいということで考えております。今久保委員からお話がありました、そのときには改めて地域の住民の方も巻き込んだような形で情報発信をしてはどうかというお話がございました。それも参考にさせていただきながら、我々としても、単に行政が事務的にやればよいというふうには決して思っておりません。やはり広く住民の方々、あとはマスコミの方々を含めて、より大きな理解と共感を得ながら、JRに対して働きかけをしていくことが必要だと思っておりますので、ただいまのお話は、参考にさせていただきながら、また今後の取り組みに検討させていただきたいと、こう思います。

**○久保孝喜委員** このJR問題は、当事者であるJR東日本との関係性、あるいは交渉ということも大切なのですが、一方で、やっぱり国の鉄道政策にかかわる話だということも忘れてはいけないと思うのです。そういう意味では、国、政府に対する要望活動なり、要求というものも、JRに対すると同程度にきちんと打ち出していかなければならないと思うのです。

これは、本会議でも指摘をさせていただいたように、単に一線区の問題ではなくなるという前提に立てば、県内に幾つものローカル線を抱え、しかもそれが軒並み赤字であるという現状からしても、これから先の公共交通である鉄道事業にかかわって、行政課題としては、もう十分過ぎるほど十分な大きさを持った課題になっているわけですから、当然、国——政府に対する政策的な提言、要求、要望、これをいつもセットで取り組んでいかなくてはいけないと思っております。どうも聞いている限りでは、国というところについては、いまいち影が薄いというか、余り聞こえてこないというか、そういう感じがするのですけれども、その点を最後にお尋ねをしておきたいと思えます。

○中村政策地域部長 確かに、我々もこれまでは政府でありますとか、所管省庁であります国土交通省にも、この問題についてはいろいろな機会に要望なり提言等もさせていただいてございます。ただ、所管省庁である国土交通省については、これはJRがもう既に民間企業であるというふうな考え方もされているということもありまして、必ずしも積極的に解決に乗り出そうというような姿勢は、正直感じられなかったということが実感ではございます。

ただ、そうは言いましても、これは非常に大きな地域課題でもあり、また今委員からお話がありました、単に岩手県だけの問題ではなくて、日本各地で恐らく抱えている課題でもございますので、我々としては引き続き政府に対しても、しっかりと提言、要望をしてまいりたいと感じております。

○岩崎友一委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかにないようでありますので、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。